

手話で 伝える、

手話でつながる

・ 知っていますか？ 田辺市手話言語条例 ・



手話って何だろう？ ～目で見えて話すひとつの「言語」です～

耳の聞こえる人が声で会話する日本語や英語のように、手話は手指や体の動き、表情など目で見えて会話をするひとつの「言語」で、法律でも認められています。すべての人が手話を知り、生活の中で使えるようになれば、コミュニケーションの輪は大きく広がります。

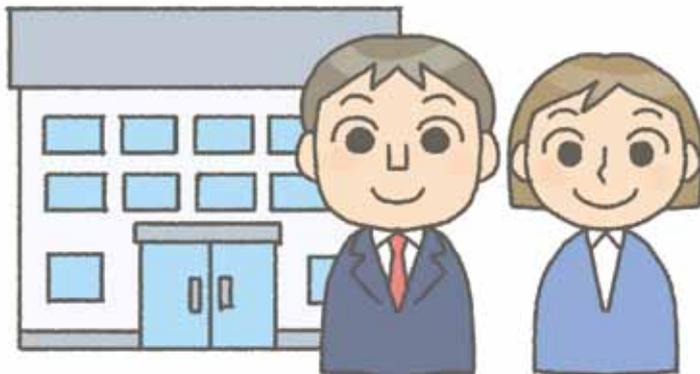
田 辺 市

未来へつながる道
JUNCTION TO THE FUTURE 田辺市

「手話は言語」みんなが理解と協力を

市役所は何をするのか

田辺市では、田辺市議会の議員提案により田辺市手話言語条例を令和2年4月1日に施行しました。手話を言語として普及・理解していただくため、市や事業者、市民の皆さんの役割を明らかにして、手話を必要とする人の社会参加をすすめます。



たとえば…

手話を学ぶ機会の確保

地域住民や行政機関の職員などが気軽に、また個々の目的に応じて手話を学習できるサークルや講座などを開設します（裏表紙参照）。



手話通訳者・要約筆記者の派遣

医療機関の受診、就職面接、冠婚葬祭など社会生活上必要と認められる場合、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。



学校教育での手話の普及

手話を必要とする児童や生徒が通う学校の教職員及び児童・生徒が手話を学ぶ機会の提供を推進します。



手話に関するプチ知識

「手話は世界共通で使える言葉？」

手話は世界共通の言葉ではありません。日本語や英語などと同じように手話も国や地域によって異なります。

地域住民は何をするのか

わたしたち住民は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえにくい人に対して行われる行政のさまざまな施策や、事業者の配慮に積極的に協力します。



たとえば…

助け合いでつくる共生社会

まずは、手話に興味をもちましょう。地域の手話講座に参加したり、耳が聞こえない・聞こえにくい人への対応や支援の仕方について、私たちにできることは何かを考えましょう。豊かな共生社会は合理的な配慮による助け合いのなかから生まれます。

共生社会って？

性別や年齢、障がいなど、人それぞれの違いを受け入れ、支えあい、互いに認め合う社会のことです。

事業者は何をするのか

会社やお店などの事業者は、手話への理解とともに、耳が聞こえない・聞こえにくい人へのサービスや、耳が聞こえない・聞こえにくい従業員への配慮などを推進します。



たとえば…

音声以外による顧客対応

施設や店舗の受付などで、耳が聞こえない・聞こえにくい顧客に対して、手話をはじめとして、筆談など音声とは違う方法で会話ができるような準備や工夫をしましょう。



働きやすい環境づくり

耳が聞こえない・聞こえにくい従業員が職場に適應できるよう、ほかの従業員が簡単な手話を覚えたり、筆談や絵・図などを利用して円滑な意思疎通をはかりましょう。



知っていますか

聴覚障がいのある人はどんな人？

ろう者	音声言語の獲得以前から重度の聴覚障がいのある人で、主に手話でコミュニケーションをする人です。
中途失聴者	音声言語の獲得後に、病気などによって人生の途中で耳が聞こえなくなった人のことです。
難聴者	生まれつき、中途にかかわらず、耳が聞こえづらいが、聴力が残っている人のことです。
盲ろう者	視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ人のことです。

よく理解して正しいサポートを

耳が聞こえない・聞こえにくい人は、普段どんなことに困っているのでしょうか。何に困っているのかを知って、正しいサポートにつなげましょう。ちょっとした「気づき」や「心配り」がコミュニケーションを円滑にします。

こんなことで困っています

音による情報に気がつかない

病院や銀行などでの呼び出しや、駅や商業施設などでの放送による案内が聞こえないので、いないと思われたり、必要な情報が得られなかったりします。



外見では気づいてもらえない

外見からはわかりにくいので、後方などから声をかけられて気づかなかったとき、「無視された」と誤解されることなどがあります。



周囲の状況がわかりにくい

自転車のベルや自動車のクラクションなどが聞こえず、路上で危険な目にあうことがあります。また、災害時などの状況判断が遅れることがあります。



複数での会話が難しい

複数の人が同時に話すとき、相手の口の動きや表情が見えず、話の内容が理解できなくなることがあります。また、自分の思いも伝えられないことがあります。



接し方のポイント

耳が聞こえない・聞こえにくい人すべてが手話を使えるとはかぎりません。どのくらい聞こえるかも人によってさまざまです。「聞こえない?」と思ったら、その人の状態にあわせ、手話だけでなく、残っている聴力、口の動きや表情などスムーズなコミュニケーションに役立つ手がかりを見つけることが大切です。

手話を覚えよう

手話と親しむために身近なものから覚えて積極的に使ってみましょう。日常生活で何気なくしている自然な動作が、手話に似ている場合もあります。また、手話以外に役立つコミュニケーション方法も知っておきましょう。

こんにちは



1
人差し指と中指を立て、額にあてる。
〔「昼」を表現〕

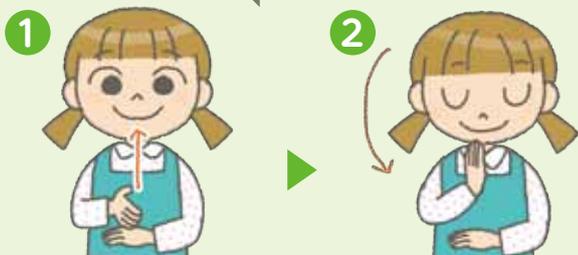
よろしくお願いします



1
右手のこぶしを鼻にあてる。
〔「よい」を表現〕

2
手を開き、頭を下げながら手を出す。
〔「お願い」を表現〕

ありがとう



1
左手の甲に右手を乗せて上に上げる。
〔力士の手刀と同じ〕

2
頭はおじぎをするように軽く下げる。

ごめんなさい



1
親指と人差し指で眉間をつまむしぐさをする。

2
手を開き、指をそろえて下へおろしながら頭を下げる。

私は〇〇です

～自分の名前を知ってもらうために～



1
人さし指で、自分の胸をさす。



2
右手の親指と人差し指で輪を作って左胸の前にあてる。
〔名札をイメージ〕

3

自分の姓や名

口の形 (大きく口を開けてゆっくりと発声する) などで示す。



わかる

右手の手のひらで、胸のあたりをなで下ろす。



わからない

右手の指先で、胸の下から肩のあたりを2回くらいかき上げる。



できる

右手の親指以外の4本の指の先を、左胸から右胸の順にあてる。



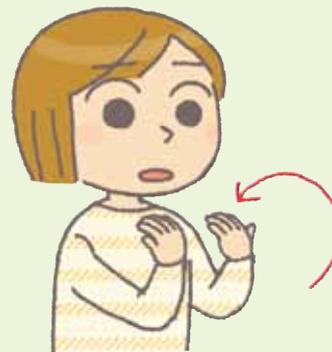
できない
・難しい

右手の親指と人差し指で、右頬を軽くつねるようにする。



地震

両手の手のひらを胸のあたりで上に向けて、左右同時に前後に動かす。



津波

手のひらを胸に向け、自分に向けて肘を曲げる。



危ない

折り曲げた右手(もしくは両手)の指先で、胸を2回くらいたたく。



逃げる

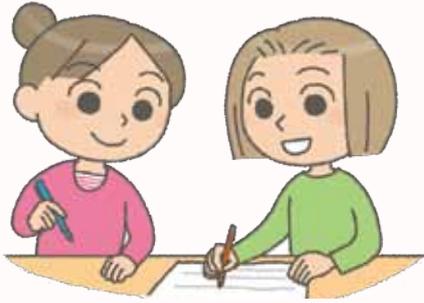
両手を握り、横にずらす。

※ここで紹介している手話と違う表現もあります。

手話以外のコミュニケーション

筆談

ノートやメモ帳などに文章を書きながら会話をしましょう。読み書きが苦手な人もいるので、あいまいな表現や、まわりくどい表現はさけて、短くわかりやすい文章を書くようにしましょう。



空書

空間に指で大きくゆっくりと、なるべく画数が少なく、わかりやすい文字を書くように心がけてコミュニケーションを取りましょう。同じように、テーブルの上や手のひらなどに書く方法もあります。



口話

補聴器を使うことで少し聞こえる人とは、ある程度、音声会話ができますが、大声を出すと相手が聞きづらくなることがあります。はっきり口を動かしながら、ゆっくりと話しましょう。



その他

たとえば、図やイラストを描いたり、ジェスチャー（身振り）をしたりして、こちらが伝えたいことを表現するのも有効な方法です。必要に応じてさまざまな方法を組み合わせてみましょう。



会話のポイント

耳が聞こえない・聞こえにくい人と会話をするときは、話の内容をこまめに確認しながら進めましょう。手話などコミュニケーション方法の技術も必要ですが、いちばん大切なのは、「相手に伝えようとする気持ち」と「相手が伝えたいことをわかろうとする気持ち」です。

このマークをご存じですか



耳マーク

聴覚障がいのあることを示すマークです。このマークを提示されたら、必要とされるサポートをしましょう。



聴覚障がい者標識

聴覚障がいがあることから運転免許に条件がある人の車に表示するマークです。周囲の運転者は配慮しましょう。

～手話を学びたい人は～

「手話を学びたい」という人のために、目的に応じたサークルや講座を開設しています。多くの人と交流を深めるために、またボランティアや仕事として活用するために、積極的にご参加ください。

手話サークル

子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に参加できる地域活動です。手話を学ぶだけでなく、耳が聞こえない・聞こえにくい人たちと一緒にイベントなどを楽しむこともできます。聞こえる人と聞こえない人の垣根を取り除く活動を通じて、お互いの理解と交流を深めています。



手話奉仕員養成講座

手話奉仕員を養成するため、入門課程（講座1年目）、基礎課程（講座2年目）の2か年で講座を開催しています。聴覚に障害のある方のうち、特定の方であれば手話での日常会話が可能なレベルを目指しています。2年に1回、4月頃に広報紙やホームページなどで募集を行っています。



手話通訳・要約筆記（意思疎通支援者）の派遣

手話通訳・要約筆記者の派遣を行っています。聴覚に障害のある方だけでなく、事業所等からの依頼もご相談ください。講演会や、雇用している聴覚に障害のある方に対する支援のため、積極的にご活用ください。



発行：田辺市保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室

〒646-0028 田辺市高雄一丁目23番1号

TEL 0739-26-4902 FAX 0739-25-3994 メール shougai-fukushi@city.tanabe.lg.jp

協力：田辺市聴覚障害者協会 令和4年7月発行



UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



禁無断転載©東京法規出版
SG030200-V15